

## 4 子どもの人権

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

### 【現状と課題】

- 平成6(1994)年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、児童虐待防止など子どもの権利擁護に努めてきていますが、なお、子どもの権利が尊重されていない状況があるとして、平成22(2010)年に国連・子どもの権利委員会から3回目の勧告があり、子どもの権利擁護について不十分な部分が指摘されています。  
そのような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成25(2013)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26(2014)年に施行されました。また、平成25(2013)年に嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等とする民法の改正が行われました。
- 経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待(注10)の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。
- 近年、虐待や発達障がいなど様々な要因により、支援が必要な子どもが増えていることから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々の子どもの発達を保障していくために、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。
- 危険ドラッグは比較的若年層にも広がっていると言われ、青少年、家族及び地域社会に対する啓発の強化、乱用防止の徹底、危険ドラッグの規制強化が急務となっており、県では平成26(2014)年に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、規制を強化しました。
- インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査(平成26年5月)においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。
- 平成23(2011)年の大津市で起こったいじめによる自死の事件をきっかけに、平成25(2013)年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。さらに県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」が策定されました。
- いじめ問題が大きな社会問題となった平成24(2012)年度は、いじめの認知件数が前年に比べ4倍と大きく増加しましたが、「いじめ防止対策推進法」制定を受けて、各学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組が今まで以上に行われるようになったことなどから、平成25(2013)年度のいじめ認知件数は平成24(2012)年度に比べ約1/2に減少しました。平成26(2014)年度の認知件数は、いじめの認知見直し調査があり大きく増加していますが、いじめの初期段階のものやごく短期間に解消したものについてももれなく認知するという姿勢が強まっています。(平成23(2011)年度 78件、平成24(2012)年度 313件、平成25(2013)年度 157件、平成26(2014)年度 552件)
- 近年、いじめ・不登校等児童生徒に係る問題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求めら

れ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。

多様な家庭環境を背景とした問題に直面している児童生徒たちのサポートをするスクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。

○学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動指導で気合いを入れる場合は許される」等の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施するなど、学校の体罰防止に向けた体制の強化が必要です。

(注10) 児童虐待：児童の保護者（親等）やその周囲の人間などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄（ネグレクト）すること。児童虐待は、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し、無視など）のように分類される。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるため、自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく理解させながら子ども自身に権利の主体者としての意識を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体者として尊重されるよう、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

また、子どもの人権を守るため、児童虐待防止、いじめ防止などの啓発に努めます。

### （2）相談支援体制の充実

いじめ、不登校など、さまざまな不安や悩みをもつ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、子どもたちが相談しやすい環境づくりが大切です。そのために、スクールカウンセラー等を配置し学校の相談体制の充実を図るとともに、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

また、思春期以降の若者が、思春期からの心と身体の健康づくりについて正しい知識を学び、望ましい行動やスキルを身につけることができるよう、思春期からの悩みを支援する相談機関の周知や支援体制を構築するなど、思春期以降の若者が抱える悩みについて、相談体制の充実に努めます。

加えて、保護者に対しても家庭での子育てに関する悩み等に対応するため、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を強化するとともに、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

### （3）親になるための教育の推進

中学、高校生世代の若者に、就労、結婚、子育てなど将来のライフスタイルについて考える機会を提供し、妊娠、出産、育児等に関する知識や情報を提供し、若者が自立して家庭を築くことや結婚、子育てに希望を持つことができるよう支援します。

参加型の出前教室を実施し、胎児心音や産声を聴いたり、妊婦疑似体験や新生児と同じ重さの人形を抱くなどの体験を通して、いのちの大切さを体感し、生まれるいのちの尊さを学ぶ取組を行います。

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを柱として、市町村（母子保健・児童福祉担当）、児童相談所、保育所、学校、医療機関等の関係機関が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

さらに、県は各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会事務局職員や母子保健担当保健師、保育士等のスキルアップのための研修等を実施し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子どもに対する支援プログラム等の実施により、心のケアを行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう虐待をした親に対する支援にも取り組みます。

#### (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

支援を必要とする子どもたちに対して、その成長が阻害されることのないよう、教育や生活の支援に加え、経済的支援、保護者への就労支援等、あらゆる対策を講じます。

そして、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、学習支援などの教育支援や子どもの居場所づくりなどの生活支援等の施策を推進します。

さらに、やむを得ない理由により家族から離れて養育を受ける子どもたちに対しては、「鳥取県社会的養護推進計画」の実現を通して、適切な支援を保障します。

#### (6) 特別支援教育の充実【再掲】

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

#### (7) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

犯罪に巻き込まれるおそれがある有害情報の氾濫、薬物乱用など、青少年の健全な育成を阻害する社会環境に対応するため、「鳥取県青少年健全育成条例」、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の適正な運用により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備や子どもを薬物から守るための環境整備に努めます。

#### (8) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題に関係する機関・団体の連携を図ります。

学校においては、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期対応のために、スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣などによる学校の支援体制の強化を図ります。また、学校、学級での良好な人間関係づくりを目指す取組を進め、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止に努めます。

さらに教職員研修を充実させ、いじめ・不登校等への指導力の向上を図るとともに、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、支援するための取組を進めます。

#### (9) 体罰防止に向けた取組の充実

体罰は児童生徒に対する人権侵害であるとの認識に立ち、体罰のない学校づくりの取組を進めるとともに、万一体罰事象が発生した場合には適切に対応するための取組を進めます。